

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 地区ブロックの組織化に関する規則

規則第1号  
2000年5月27日制定

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という。）の地区ブロック（以下、「ブロック」という。）の組織化について必要な事項を定めることを目的とする。

### (ブロックの区域、名称、構成)

- 第2条** ブロックの区域、名称は本会理事会（以下、「理事会」という。）がこれを定める。
- 2** ブロック内に住所を有する者及びブロック内に所在する勤務地により本会に所属した者（本会の正会員及び準会員<以下、「会員」という。>）は、すべてブロックの構成員（以下、「構成員」という。）とする。
- 3** 構成員は、原則として住所地のブロックに所属する。但し、会員の希望により勤務地の所在する地区に変更して、所属することができる。

### (事務所)

**第3条** ブロックは必要に応じて事務所を置くことができる。この場合、速やかにその所在地等必要な事項を本会に届けなければならない。

### (事業)

- 第4条** ブロックは、社団法人日本社会福祉士会及び本会の方針に則り、同定款並びに本会の諸規程に反しない限り、次の各号に掲げる事業を自主的に行うことができる。
- (1) 地域に根ざした活動による社会福祉士への期待を高める事業
  - (2) ブロック内の社会福祉専門職団体等と連携し、社会福祉士の認知を促進する事業
  - (3) 質の高い専門的援助活動による社会的な評価を高める事業
  - (4) 生涯研修制度に基づく、ブロック研修に関する事業
  - (5) 社会福祉士有資格者及び準会員等の加入促進及び組織拡大に関する事業
  - (6) 会員相互の情報交換及び交流活動に関する事業
  - (7) 各種委員会活動等への連携及び参加・協力に関する事業
  - (8) 本会及び各ブロック等との連携と協働に関する事業

- (9) ブロック財政基盤の確立及び強化に関する事業
- (10) その他ブロック活動の目的達成のために必要な事業

## 第2章 役員

### (役員)

第5条 ブロックに次の役員を置く。

- (1) ブロック長 1名
- (2) 副ブロック長 若干名
- (3) ブロック役員 5名以上15名以内
- (4) ブロック会計 1名
- (5) ブロック監事 1～2名

- 2 ブロックは、必要に応じその他の役員を置くことができる。
- 3 ブロック長、副ブロック長及びブロック会計は、ブロック役員とし、ブロック役員の数に含む。
- 4 役員は、すべてブロック総会において構成員の中から選出する。
- 5 監事は、他の役員を兼任することはできない。

### (職務)

第6条 ブロック長は、ブロックを総括する。

- 2 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 ブロック役員は、ブロック活動にかかる業務を執行する。
- 4 ブロック会計は、ブロック内の事業会計を執行する。
- 5 監事は、ブロックの会計及び業務の執行を監査する。
- 6 ブロック総会でブロック推薦理事に選出された役員はブロックを代表して本会の理事に就任する。

### (任期)

- 第7条 役員は、本会の役員は、本会の役員は、任期(2年)と同じとする。但し、再任を妨げない。
- 2 任期の途中で役員に選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 前各項の規定にかかわらず、役員は、次期役員が選任されるまでの間、その職務にとどまらなければならない。

## 第3章 会議

(会議)

第8条 ブロックの会議は、次のとおりとする。

- (1) ブロック総会
- (2) ブロック役員会
- (3) ブロック部会

- 2 ブロック総会は、役員を選出のほか、ブロックの重要事項を審議する。
- 3 ブロック役員会は、ブロック事業の展開について必要な事項を審議する。
- 4 ブロック部会は、その所掌する事業の推進について審議、執行する。

(構成)

第9条 ブロック総会は、構成員をもって構成する。

- 2 ブロック役員会は、ブロック役員をもって構成する。
- 3 ブロック部会は、ブロック部会に所属する構成員をもって構成する。

(付議事項)

第10条 ブロック総会は、次の各号に定める事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (2) 収支予算の決定及び決算の承認
- (3) その他ブロックの運営に関する重要な事項

2 次の各号に掲げる事項は、ブロック役員会の議決を得なければならない。

- (1) ブロック総会の召集ならびにこれに付議する事項
- (2) ブロック総会の委任を受けた事項

(召集及び開催)

第11条 会議は、ブロック長が召集する。但し、ブロック委員会は除く。

- 2 定時ブロック総会は、毎年一回開催する。
- 3 臨時ブロック総会は、ブロック役員会もしくは構成員の5分の1以上の者から開催の請求があったときに開催する。
- 4 ブロック役員会は、ブロック長が必要と認めたときに開催する。

(議決要件)

第12条 会議は、出席者の過半数の賛成により議決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところに従う。

- 2 議長は、その会議に出席した構成員の中から選出する。

(監事の出席)

第13条 監事は、会議に出席して意見を述べ、監査の結果について報告することができる。

(補助組織の設置)

第14条 ブロック長は、本会の設置する委員会、部会等と所掌を同じくする委員会、部会等（以下「委員会等」という）をブロック役員会の承認を得て、設置することができる。

2 ブロックの部会等の代表者は、ブロックを代表して本会の所掌を同じくする委員会等の委員となる。

## 第4章 会 計

(会計)

第15条 ブロックは必要に応じ、必要な経費を会員から徴収することができる。

2 ブロック会計の収支は、毎年度末におけるブロック総会及び本会総会で、会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第16条 ブロックの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第5章 規則の改正及び委任

(規則の改正)

第17条 この規則の改正は、理事会の発議により本会総会の議決を得なければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めのない事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、2000年5月27日より施行する。
- 2 この規則は、2022年6月25日に改正施行する。